

教育民生常任委員長報告

平成31年3月19日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案5件及び閉会中の継続審査案件の議案第120号について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月7日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第19号「三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案）」外4議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第19号「三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案）」については、市民に対し、制度の周知徹底に取り組まれない。

議案第31号「三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」については、条例の運用においては適切に行うよう努められたい。また、段階的な税率改正においては、市民に分かりやすく説明するよう取り組まれない。

議案第38号「工事請負契約の一部変更について」は、このたびの追加改修の主なものとして消防設備の更新や増設等があり、これらの追加改修は当初から契約にあがるべきものと考えられる。今後の施設改修等においては、設計段階からしっかりと関係者と協議をするよう図られたい。

また、平成30年12月定例会において委員会に付託をうけた議案第120号「三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）」については、「早期の制定及び必要性を十分認識しているものの、より良い条例となるよう再考も含め、内容を検討するため、引き続き、調査研究する必要がある」として、継続審査案件としておりました。閉会中に3回、委員会を開催し、関係者との意見交換、担当部との協議等を重ね、審査をしてきましたが、3月1日に本条例（案）の撤回請求が提出され、議長からその旨の報告を受け、7日には担当部から撤回理由について説明を受けました。

委員会では「新たな条例制定においては、市民に寄り添ったより良い条例となるよう取り組んでいただきたい。」との意見を担当部に述べさせていただきました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。